

令和6年12月2日以降、組合員証及び組合員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）は新たに発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行しています。

また、令和6年12月1日以前に発行した組合員証等の有効期限は令和7年12月1日までとなっています。

つきましては、令和7年12月2日以降の健康保険証の取扱いについて、以下のとおり取りまとめておりますので、ご確認ください。

○令和7年12月2日以降の医療機関等の受診について

・令和6年12月1日以前に発行した組合員証等の有効期限は、令和7年12月1日までとなり、令和7年12月2日以降、組合員証等は使用できなくなります。

・令和7年12月2日以降は、「マイナ保険証」又は「資格確認書」で医療機関等を受診することになります。（※1）

マイナ保険証を保有していない組合員及び被扶養者の方（※2）には、所属所共済組合事務担当課を通して「資格確認書（カード型）」を交付します。（令和7年11月19日所属所共済組合事務担当課宛て発送予定。任意継続組合員については登録住所地宛て発送予定。）

・高齢者や障害者等のマイナ保険証による受診が困難な方については、マイナ保険証をお持ちであっても、申請に基づき資格確認書（カード型）を交付しますので、資格確認書（再）交付申請書（※3）を所属所共済組合事務担当課を通して提出してください。（任意継続組合員の方は、共済組合へ直接提出してください。）

（※1）70歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者の方は、今までどおり高齢受給者証も併せて提示してください。

（※2）既に資格確認書（カード型）を発行している組合員及び被扶養者を除きます。

（※3）資格確認書（再）交付申請書は、共済組合ホームページの各種様式ダウンロードにあります。

○マイナ保険証利用登録の確認について（お願い）

・マイナ保険証で医療機関等を受診する場合、マイナンバーカードの健康保険証利用登録が必要となります。現在、組合員証等で医療機関等を受診している場合、マイナンバーカードがお手元にあるかご確認ください。また、マイナ保険証の利用登録状況のご確認をお願いいたします。

○マイナンバーカードの電子証明書の有効期限と更新手続きについて

＜電子証明書とは＞

「ログインした者が、利用者本人であること」を証明するものであり、健康保険証利用時や、インターネットサイト等にログインをする際に利用します。

＜有効期限について＞

電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの券面やマイナポータルでご確認いただけます。年齢問わず、マイナンバーカードの発行日から5回目の誕生日までが有効期限です。（※4）

（※4）マイナンバーカードそのものの有効期限は、発行日から10回目の誕生日（未成年者は5回目）までです。

＜更新手続きについて＞

電子証明書の有効期限の2～3ヶ月前を目途に有効期限通知書が届きますので、速やかに更新手続きをお願いします。なお、通知が来ていなくても有効期限の3ヶ月前から更新手続きは可能です。更新手続きは、マイナンバーカードと有効期限通知書を住民票のある市区町村窓口へお持ちいただき、窓口でお持ちのマイナンバーカードに新しい電子証明書を書き込むことで、完了となります。

更新手続きが行われないとマイナ保険証が使用できなくなりますので、必ず更新手続きをお願いします。

マイナ保険証利用登録の確認方法等については、厚生労働省
チラシをご参照ください。

クリック・タップできます